

社会福祉法人 豊山町社会福祉協議会
豊山町成年後見センター運営規程 (案)

(趣旨)

第1条 この規程は、豊山町成年後見センター事業実施要綱に基づいて、豊山町成年後見センター（以下、「センター」という。）が実施する事業を、社会福祉法人豊山町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が豊山町から受託して運営することについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、成年後見制度の利用が必要な方に対して、制度の利用促進を図るとともに、必要な支援の提供及び円滑な運用を図ることを目的とする。

(利用者)

第3条 センターを利用することができる者は、豊山町に住所を有する者であつて、認知症、知的障がい及び精神障がい等により判断能力が十分でない高齢者又は障がい者等（以下「高齢者等」という。）及び当該高齢者等の家族並びに支援者等とする。

(事業の内容)

第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 成年後見制度の利用に関する相談及び利用支援に関すること
- (2) 成年後見制度の普及及び啓発に関すること
- (3) 成年後見制度に関する支援のためのネットワーク整備に関すること
- (4) その他豊山町と本会が協議して必要と認めること

(設置場所)

第5条 センターは、豊山町総合福祉センターしいの木内に設置する。

(利用時間)

第6条 センターの利用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(休業日)

第7条 センターの休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(利用料)

第8条 事業の利用料は無料とする。ただし、成年後見等に係る開始の審判の申立手続き費用、交通費等の実費は、利用者の負担とする。

(受任調整会議)

第9条 センターにおいて、利用者の相談への対応案や後見人等候補者等を検討するため、専門職団体等の関係者等で構成する豊山町成年後見センター受任調整会議（以下「受任調整会議」という。）を設置する。

2 受任調整会議について、必要な事項は本会会長が別に定める。

(守秘義務等)

第10条 センターにおいて保持することとなった情報について、個人のプライバシー保護に十分配慮するとともに、個人情報の管理取扱いに遺漏のないよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。